

弘前市生活環境をよくする条例施行規則

平成18年2月27日

弘前市規則第71号

改正 平成24年3月23日弘前市規則第12号
平成25年3月25日弘前市規則第18号
平成28年3月30日弘前市規則第10号
平成31年3月29日弘前市規則第10号
平成31年4月26日弘前市規則第20号
令和3年5月31日弘前市規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市生活環境をよくする条例（平成18年弘前市条例第95号。以下「条例」という。）第2条及び第23条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(規制基準)

第2条 条例第2条第4号の規則に定める基準は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(事故発生届出等)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、事故発生届出書（様式第1号）によってしなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、事故復旧措置完了届出書（様式第2号）によってしなければならない。

(立入調査証明書)

第4条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）によるものとする。

(改善勧告等)

第5条 条例第19条の規定による勧告は、特定施設改善（違反行為是正）勧告書（様式第4号）によってしなければならない。

(改善措置命令等)

第6条 条例第20条の規定による措置命令は、特定施設改善（違反行為是正）措置命令書（様式第5号）によってなければならない。

(使用停止命令等)

第7条 条例第21条の規定による命令は、特定施設使用停止（違反行為是正）命令書（様式第6号）によってなければならない。

(措置完了届)

第8条 条例第22条の規定による届出は、措置完了届出書（様式第7号）によってしなければならない。

附 則

この規則は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成24年3月23日弘前市規則第12号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

16 この規則の施行の際現に有する様式については、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成25年3月25日弘前市規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

(様式に関する経過措置)

61 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年3月30日弘前市規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日弘前市規則第10号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

102 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成31年4月26日弘前市規則第20号)

(施行期日)

1 この規則中第1条、第2条、第4条、第6条、第8条から第13条まで、第15条、第17条、第19条、第21条、第25条、第27条、第29条、第31条、第33条、第35条、第37条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第56条、第58条、第60条、第62条、第64条、第65条、第67条、第69条、第71条、第73条、第75条から第77条まで、第79条、第81条、第82条、第84条、第85条、第87条、第89条、第91条、第93条、第95条、第97条、第99条、第101条、第103条、第105条、第107条、第109条、第111条、第113条、第115条、第117条、第119条、第120条、第122条、第124条、第127条、第129条、第131条、第133条、第134条、第136条、第138条、第139条、第141条、第143条、第144条、第146条、第148条、第150条、第152条、第155条、第157条、第159条から第161条まで、第163条、第165条、第166条、第168条、第170条、第172条、第173条、第175条、第177条、第179条、第181条、第183条、第185条、第187条から第189条まで、第191条、第193条、第195条、第197条、第199条、第201条、第203条、第205条、第207条、第209条、第211条、第213条、第215条、第217条、第218条、第220条、第221条、第223条、第225条の規定は天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から、第3条、第5条、第7条、第14条、第16条、第18条、第20条、第24条、第26条、第28条、第30条、第32条、第34条、第36条、第38条、第40条、第42条、第44条、第46条、第49条、第51条、第53条、第55条、第57条、第59条、第61条、第63条、第66条、第68条、第70条、第72条、第74条、第78条、第80条、第83条、第86条、第88条、第90条、第92条、第94条、第96条、第98条、第100条、第102条、第104条、第106条、第108条、第110条、第112条、第114条、第116条、第118条、第121条、第123条、第125条、第128条、第130条、第132条、第135条、第137条、第140条、

第142条、第145条、第147条、第149条、第151条、第153条、第156条、第158条、第162条、第164条、第167条、第169条、第171条、第174条、第176条、第178条、第180条、第182条、第184条、第186条、第190条、第192条、第194条、第196条、第198条、第200条、第202条、第204条、第206条、第208条、第210条、第212条、第214条、第216条、第219条、第222条、第224条、第226条の規定は不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（平成31年7月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第22条の規定 平成31年5月7日
- (2) 第23条の規定 平成31年6月24日
- (3) 第126条及び第154条の規定 公布の日

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年5月31日弘前市規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第2条関係）

施設の種類	規制基準（許容限度）
条例別表の1の項に掲げる施設	0.70グラム

備考

- 1 この表の右欄に掲げる許容限度は、温度が0度で、かつ、圧力が1気圧の状態に換算した場合における排気ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とする。
- 2 この表におけるばいじんの量は、日本工業規格Z 8808に定める方法により測定される量とし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

別表第2（第2条関係）

施設の種類	規制基準（構造等の基準）
条例別表の2の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第3（第2条関係）

施設の種類	規制基準	
	項目	許容限度

条例別表の3の項に掲げる施設	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均120)
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均120)
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均150)
	大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000
条例別表の4及び5の項に掲げる施設	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(単位 1リットルにつきミリグラム)	5

備考

- 1 この表の右欄に掲げる許容限度は、昭和49年環境庁告示第64号(排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法)に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 生物化学的酸素要求量についての許容限度は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての許容限度は、湖沼に排出される排出水に限って適用する。

弘前市長 様

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

事 故 発 生 届 出 書

弘前市生活環境をよくする条例第7条第1項の規定に基づき下記のとおり事故が発生したので、弘前市生活環境をよくする条例施行規則第3条第1項の規定により届け出ます。

記

工場又は事業場の名称	電話 ()
工場又は事業場の所在地	
事故発生箇所	
事故発生日時	令和 年 月 日 午 ^前 後 時 分
事故の原因及び状況	
住民に対する措置	
応急措置の内容	
復旧措置の計画	
復旧措置完了予定年月日	

※ 整理番号		※ 受理年月日	
-----------	--	------------	--

備考

- 1 氏名又は代表者氏名は、署名してください。なお、届出者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 ※印の欄は、記載しないでください。

（担当及び提出先：市民生活部環境課）

弘前市長 様

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

事故復旧措置完了届出書

令和 年 月 日付けで届出のあった事故について、弘前市生活環境をよくする条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり復旧措置が完了したので、弘前市生活環境をよくする条例施行規則第3条第2項の規定により届け出ます。

記

復旧措置完了日時	令和 年 月 日 午 ^前 後 ^後 時 分
復旧措置の内容	

※整理番号		※受理年月日	
-------	--	--------	--

備考

- 1 氏名又は代表者氏名は、署名してください。なお、届出者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 ※印の欄は、記載しないでください。

（担当及び提出先：市民生活部環境課）

表

←-----9.5cm-----→		番号
身分証明書		
写 真	所属	(年 月 日生)
	職氏名	
令和 年 月 日発行		
弘前市長		印

↑
6.5cm
↓

裏

弘前市生活環境をよくする条例（抜すい）

（立入調査）

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、特定施設その他環境汚染物質等を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設が設置されている場所に立ち入り、その施設、関係書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第6章 罰則

第30条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000円以下の罰金に処する。

（2） 第18条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(達番号)

令和 年 月 日

様

弘前市長 印

特定施設改善（違反行為是正）勧告書

弘前市生活環境をよくする条例第19条の規定により、下記のとおり特定施設の改善（違反行為の是正）を勧告する。

なお、改善（是正）完了の場合は、直ちにその旨を市長に届出しなければなりません。また、期限までに改善（是正）されない場合は、措置命令をすることがあります。

記

違反の条項	弘前市生活環境をよくする条例第 条第 項
改善（是正）完了期限	令和 年 月 日
改善（是正） 勧告の内容	

(担当：市民生活部環境課)

(達番号)

令和 年 月 日

様

弘前市長 印

特定施設改善（違反行為是正）措置命令書

弘前市生活環境をよくする条例第20条の規定により、下記のとおり特定施設の改善（違反行為の是正）措置を命令する。

なお、改善（是正）措置完了の場合は、直ちにその旨を市長に届出しなければなりません。

また、期限までに改善（是正）措置がなされない場合は、使用停止（是正）命令をすることがあります。

記

違反の条項	弘前市生活環境をよくする条例第 条第 項
改善（是正）措置完了期限	令和 年 月 日
改善（是正）措置命令の内容	

教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弘前市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(担当：市民生活部環境課)

様

弘前市長 印

特定施設使用停止（違反行為是正）命令書

弘前市生活環境をよくする条例第21条の規定により、下記のとおり特定施設の使用停止（違反行為の是正）を命令する。

なお、改善（是正）措置完了の場合は、直ちにその旨を市長に届出しなければなりません。

また、使用停止（是正）命令に違反した場合には、罰則が適用されます。

記

違反の条項	弘前市生活環境をよくする条例第 条第 項
使用停止の期間 (是正措置の完了期限)	
使用停止(是正)命令の内容	

教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弘前市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(担当：市民生活部環境課)

弘前市長 様

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

措 置 完 了 届 出 書

令和 年 月 日付け達番号第 号の勧告（措置命令、使用停止命令、是正命令）に基づく措置を完了したので、弘前市生活環境をよくする条例第22条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

工場又は事業場の名称	電話 ()
工場又は事業場の所在地	
措 置 の 概 要	別紙のとおり
措 置 完 了 年 月 日	令和 年 月 日

※ 整 理 番 号		※ 受 理 年 月 日	
--------------	--	----------------	--

備考

- 1 氏名又は代表者氏名は、署名してください。なお、届出者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 ※印の欄は、記載しないでください。
- 3 措置の概要については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用してください。

（担当及び提出先：市民生活部環境課）